

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

田布施町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 多面的機能支払を推進する地域（田布施町全域）

(1) 現況

本地域は、瀬戸内の温暖な気候に恵まれ、冬季でも積雪はほとんどなく、自然環境に恵まれている。北に優美な石城山を眺望し、その山麓から流れる田布施川の豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、またいちじく・いちご等を特産としている。しかし近年は農業者の高齢化、後継者不足等の理由により農業の衰退が目立つことなどから、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援する必要がある。

(2) 目標

本地域では、法第3条第3項第1号(以下「1号事業」という。)に掲げる事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山間地域等直接支払を推進する地域（指定棚田地域及び山口県知事特認地域）

(1) 現況

また、本地域は石城山及び大平山山麓の急傾斜傾斜地を含み、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 環境保全型農業直接支援を推進する地域（田布施町全域）

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯である。近年、町民の食料に対する新鮮・安全・安心などのニーズや、環境問題への関心は一層高まっており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

本地域では、法第3条第3項第3号(以下「3号事業」という。)に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能委の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	田布施町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	田布施町区域のうち 指定棚田地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	田布施町区域のうち 山口県知事特認地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1号事業において設置する推進組織に参画し、1号事業の促進を行うこととする。

また、1号事業において設置された推進組織を活用し、2号及び3号事業の促進を行うこととする。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

指定棚田地域（上田布施、上段、惣津、小行司、木地、中西、石ノ口、宿井、西山、潤田、吉井）

山口県知事特認地域（市明、大波野上）

イ 対象農用地

対象農用地については、田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上の農用地勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、本町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

1）土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

ア 土地改良通年施行に係る農地については、交付金の対象とする。

イ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられた当該土地改良事業等の実施、地目変更により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を交付金の交付対象とする。

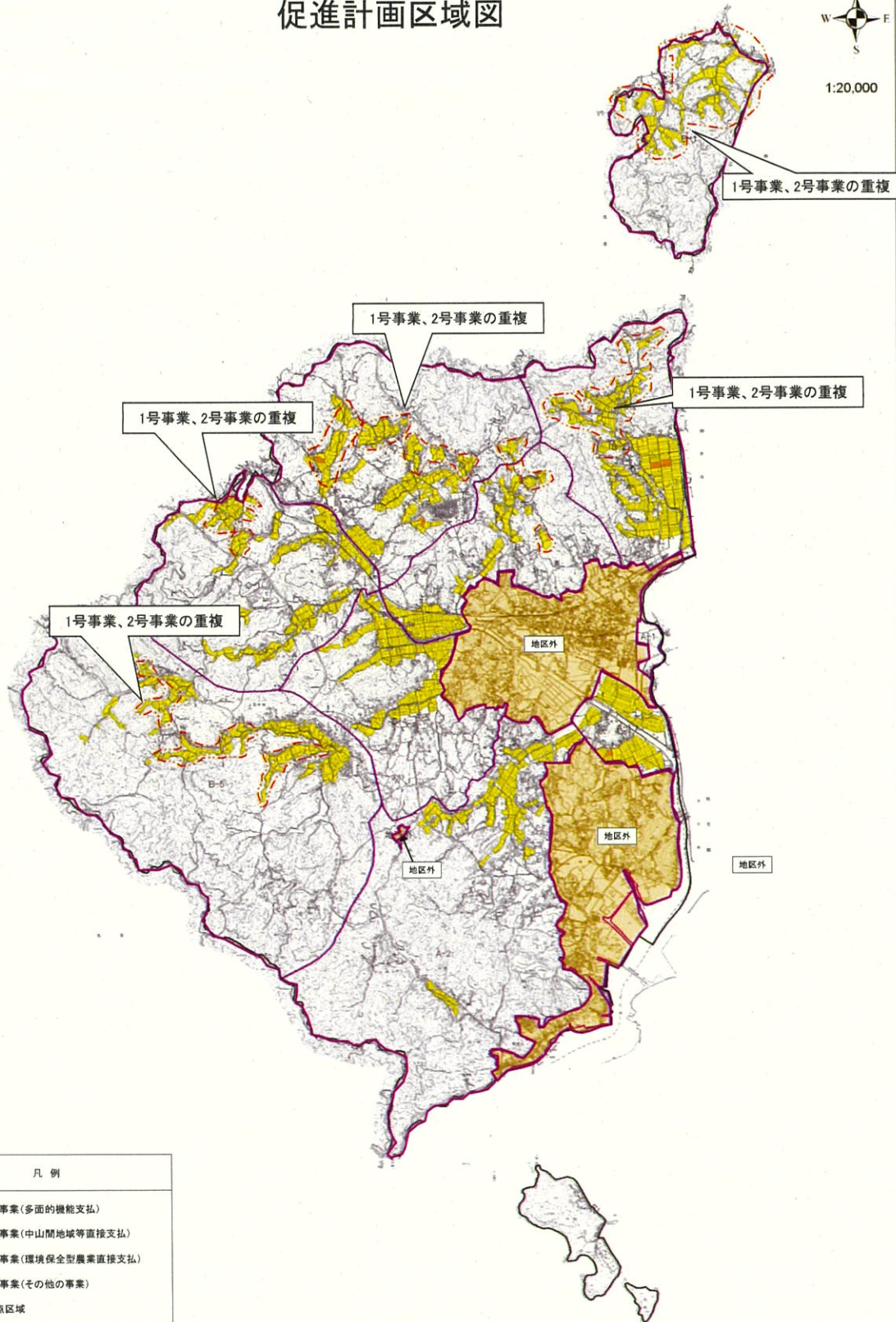
2）災害を受けた農地に係る取り扱い

災害を受けた農地については、復旧計画書の提出を行い速やかな復旧を行うものとする。

3）地目の変更に係る取り扱い

協定年度中に田を畑に転換する等、地目の変更により勾配の区分に変更があった場合には、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

促進計画区域図



凡 例

- 1号事業(多面的機能支払)
- 2号事業(中山間地域等直接支払)
- 3号事業(環境保全型農業直接支払)
- 4号事業(その他の事業)
- 重点区域

